



平成 23 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ハードオフコーポレーション
代表者名 代表取締役会長兼社長 山本 善政
(コード番号: 2674 東証第1部)
問合せ先 常務取締役社長室長 長橋 健
(TEL 0254-24-4344)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社が株式会社ワンダーコーポレーション（ジャスダック：証券コード3344、以下「被告」）に対して提訴しておりました競業行為差止等請求訴訟について、以下のとおり、平成23年8月5日付で和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

- (1) 当社は、被告が平成21年10月15日付でフランチャイズ加盟契約を終了した後、同契約に違反し、引き続きリユース事業を継続していることから、競業行為の差止を請求すると同時に、同契約の条項に基づき、1契約あたり金3,000万円、25契約の合計7億5,000万円の違約金（訴え変更後の金額）及び年6%の割合による遅延損害金の支払いを請求する訴訟を平成21年11月5日付で新潟地方裁判所新発田支部に提起いたしました。
- (2) 平成23年2月25日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日、新潟地方裁判所新発田支部より以下の第一審判決の言い渡しがありました。
 - ① 被告 株式会社ワンダーコーポレーションは、平成23年10月15日まで、本訴訟の対象となった被告の店舗において、本訴訟の対象となった商品を消費者から買い取り、それを販売する事業を行ってはいません。
 - ② 被告 株式会社ワンダーコーポレーションは、原告 株式会社ハードオフコーポレーションに対し、金7億5,000万円の違約金及び年6%の割合による遅延損害金を支払え（この条項については、仮執行宣言が付されています）。
 - ③ 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) その後、被告は上記判決を不服として東京高等裁判所に控訴しましたが、この度、東京高等裁判所から職権による和解勧告があり、和解が成立いたしました。

2. 和解の相手方

(1)	名 称	株式会社ワンダーコーポレーション
(2)	所 在 地	茨城県つくば市西大橋599番地1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇津木 雅美

3. 和解の要旨

- (1) 株式会社ワンダーコーポレーションは、当社に対し、解決金として金7億8,000万円を平成23年8月31日までに支払う。
- (2) 株式会社ワンダーコーポレーションが上記(1)の期限までに解決金を支払った場合、当社は、差止請求権を行使しない。

4. 和解応諾の理由

第一審判決においては、当社の請求は全面的に認められました。

本和解の内容は、当社の請求額7億5,000万円に、その他の請求を放棄する事情等を踏まえ3,000万円上積みされた7億8,000万円であったこと、また、第一審判決における当社の主張が十分反映されていたことから、当社として和解勧告を受け入れることといたしました。

5. 業績に与える影響

当社は、上記の違約金額から本件訴訟に要した費用等を差し引いた残額を平成24年3月期第2四半期において特別利益に計上する予定です。

なお、上記費用等には、弁護士費用のほか、25契約のうち9契約について契約の当事者であるサブフランチャイザーへ支払う費用を含みます。

平成24年3月期の第2四半期業績予想および通期業績予想につきましては、現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以 上